

ることは必ずしもその団体が組織的に加わっていることはならないこと、などの点はあるが、運動の基盤や担い手を考えるうえで、参考にはなろう。

(註2) 一つの県民会議に一つの団体から複数参加している表では一件とみなしている。

(註3) 分類の都合上、防衛協力会は防衛協会に、自衛隊友の会は自衛隊協力会に、軍恩郷友連盟は軍恩連盟に、遺族政治連盟は遺族会に含めた。

(註4) 表に記した以外に、海交会・海友会・軍友会など旧軍関係団体と思われるものが七件、自衛隊遺族会など自衛隊関係が二件あった。

商工會議所、商工会関係、農協関係もあるが、こ

こでは略した。

典拠：「資料スペイ防止法制定運動」(『労働法律旬報』一九八一年一月一五日号)より林が作成。この資料は『平和と安全』に掲載されたものである。

### III 政府自民党関係

#### 1 国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案資料(自由民主党政務調査会)

(昭和六〇年七月)

国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案

##### 【目的】

第一条 この法律は、外国のために国家秘密を探知し、又は収集し、これを外国に通報する等のスパイ行為等を防止することにより、我が国のお安全に

資することを目的とする。

##### 【定義】

第二条 この法律において「国家秘密」とは、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になつていないうものをいう。

##### 【国家秘密保護上の措置】

第三条 国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、国家秘密について、

標記を付し、関係者に通知する等国家秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たり、国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、国家秘密を他の行政機関以外の者に取り扱わせる場合には、これを取り扱う者に対し国家秘密であることを周知させるための特別な配慮をしなければならない。

##### 【罰則】

第四条 次の各号の一に該当する者は、死刑又は無期懲役に処する。

一 外国(外国のために行動する者を含む。以下この条、次条及び第六条において同じ。)に通報する目的をもって、又は不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者で、その探知し、又は全を著しく害する危険を生じさせた者

二 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を外国に通報した者

三 前条第一号又は第二号に該当する者を除き、国家秘密を外国に通報して、我が国のお安全を著しく害する危険を生じさせた者

第六条 次の各号の一に該当する者は、二年以上の有期懲役に処する。

一 外国に通報する目的をもって、又は不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者

二 前条第一号又は第二号に該当する者を除き、国家秘密を外国に通報した者

第七条 次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者

- 二 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を他人に漏らした者
- 第八条 前条第二号に該当する者を除き、国家秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。
- 第九条 第五条(同条第三号に係る部分を除く。)及び前三条の未遂罪は、罰する。
- 第十条 国家秘密を取り扱うことの業務とし、又は業務としていた者でその業務により知得し、又は領有した国家秘密を過失により他人に漏らした者は、二年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。
- 2 前項に該当する者を除き、業務により知得し、又は領有した国家秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。
- 第十一条 第五条(同条第三号に係る部分を除く。)の罪の予備又は陰謀をした者は、十年以下の懲役に処する。
- 2 第六条の罪の予備又は陰謀をした者は、七年以下の懲役に処する。

## 【国外犯】

第十三条 第四条から第十条まで及び第十二条第一項から第五項までの罪は、刑法第二条の例に従う。

## 【この法律の解釈適用】

第十四条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不正に侵害するようなことがあってはならない。

## 附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を越えない範囲において政令で定める日から施行する。

## 別表(第二条関係)

## 一 防衛のための態勢等に関する事項

イ 防衛のための態勢、能力若しくは行動に関する構想、方針若しくは計画又はその実施の状況

ロ 自衛隊の部隊の編制又は装備

ハ 自衛隊の部隊の任務、配備、行動又は教育訓練

ニ 自衛隊の施設の構造、性能又は強度

ホ 自衛隊の部隊の輸送、通信の内容又は暗号

## ヘ 防衛上必要な外国に関する情報

二 自衛隊の任務の遂行に必要な装備品及び資材に関する事項

## イ 艦船、航空機、武器、弾薬、通信器材、電

波器材その他の装備品及び資材(以下「装備品等」という。)の構造、性能若しくは製作、保管若しくは修理に関する技術、使用の方法又は品目及び数量

ロ 装備品等の研究開発若しくは実験の計画、その実施の状況又はその成果

## 三 外交に関する事項

## イ 外交上の方針

ロ 外交交渉の内容

ハ 外交上必要な外国に関する情報

ニ 外交上の通信に用いる暗号

理 由  
我が国の安全に資するため、外国のために国家秘密を探知し、又は収集し、これを外国に通報する等のスパイ行為等を防止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 第七条の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

4 第八条の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。

5 第五条(同条第三号に係る部分を除く。)の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、第六条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第二項と同様とし、第七条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第三項と同様とし、第八条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

6 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を実行した場合において、刑法(明治四十年法律第四十五号)総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

## 【自首減免】

第十二条 第六条第一号、第七条第一号、第九条又は前条第一項から第四項までの罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、または、免除する。

国家秘密に係るスペイ行為等の防止に関する法律案に対する一問一答

問1

今回自由民主党が制定しようとしているスペイ防止法は、別に必要がないのではないか。公務員には秘密を守る義務がある筈だがそれで十分ではないか。

〔答〕

日本は今スペイ天国といわれ、各国のスペイが自由自在に暗躍しています。現に自衛隊の中核に奉職していた宮永が退官後その対ソスペイ行為を摘発されて起訴されて裁判にかかりましたが、その罪状は明白で重大であったにもかかわらず僅か一年の懲役刑となりました。公務員が守秘義務に違反した時の罰則は現行法体系ではこれが最高の刑罰です。様々な巧妙な手段を使つて迫るスペイに対し、これを有効に阻止して国家の安全を守るには、単に公務員に守秘義務を課すだけでは十分ではありません。

國家体制のいかんを問わず、自国の防衛にとって重要な秘密事項を外国に通報し、あるいはこれによつて国の安全に重大な危険をもたらす

照らしても十分に理由があるところであります。他方、民主国家におきましては、政治や行政に対して国民の民主的監視が必要とされ、国家の情報の国民への公開が要請されておりますので、重い刑罰をもつて保護すべき国家秘密の範囲を広くとらえることは、必ずしも妥当だないと考えられます。

本法の立案に当たつては、この相対立する両者の要請に十分配慮し、国の安全に直結する国 の防衛に関する国家秘密をスペイの手から保護するために必要な措置を定めることとし、本法案においては、国家秘密を防衛に関する事項及び外交に関する事項のうち特に國の防衛上秘匿する必要があるものに限定したわけであります。

問3 先進国といわれる国々のスペイ防止は何によつて行われているのか。

〔答〕 主要国のはとんどが、国の安全を侵害するような国家の秘密を外国に通報する等の行為に対しては、次の表に見られるように重い刑罰をもつて処罰する法律を設けています。

国名	法律名	スペイ行為に対する最高刑
アメリカ	連邦法	死刑
イギリス	国家機密法	十四年以下の拘禁刑
イタリア	刑法	十五年以上の懲役(戦時は無期懲役)
ドイツ	刑法	無期拘禁刑
フランス	刑法	死刑
ソ連	刑法	無期懲役
中国	死刑	死刑

問4 「国家秘密」はだれが決めるのか。政府が勝手に決められるのか。

のようなスペイ行為に対しても、刑法その他の特別刑法規で厳しく処断しています。今日の我が国において自衛隊が厳然として存在し、または外交面でも防衛のため必要な秘密事項が存在する限り、国の防衛に関する秘密をスペイの手から守る為に必要な法律を整備しなくてはなりません。それが今回の立法の趣旨であります。

問2

「国家秘密」を我が国の防衛上秘匿を要する防衛に関する事項及び外交に関する事項とした趣旨は何か。

〔答〕 国家の秘密は、多方面にわたつており、秘密の度合いも軽重さまざまあります。したがつて、国家の秘密をスペイの手から保護する立法を行う場合、その対象とすべき国家秘密の範囲をどのように定めるかは、高度な立法政策の問題であると考えられます。

ところで、国の独立と安全に特に關係が深い防衛に関する事項及び外交に関する事項をこのようない法の適用対象とすることは、諸外国の立法例、刑法全面改正の過程で表れた議論等に

考え方となっています。そして、その範囲につ

- 問5 この法律の対象となる国家秘密とはどういうものをいうのか。別表に示されるというが、抽象的で明確ではないか。また、これを構成要件の要素とするのは罪刑法定主義に反しないか。
- 〔答〕 国家秘密については、別表において、防衛のための態勢等に関する事項」及び艦船、航空機、武器、弾薬、通信器材といった「自衛隊の任務の遂行に必要な装備品及び資材に関する事項」と、「外交に関する事項」に大別した上、その内容についてもそれぞれ具体的に明確にしており、また、その内容が我が国の防衛上秘匿することを要するかどうかは、この法律の目的に照らして客観的に判断されるものと考えられます。したがって、国家秘密の概念は明確ではありません。

第二条 この法律において「国家秘密」とは、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になつていいものをいう。

別表（第二条関係）

一 防衛のための態勢等に関する事項

- イ 防衛のための態勢、能力若しくは行動に関する構想、方針若しくは計画又はその実施の状況
- ロ 自衛隊の部隊の編制又は装備
- ハ 自衛隊の部隊の任務、配備、行動又は教育訓練

- ニ 自衛隊の施設の構造、性能又は強度
- ホ 自衛隊の部隊の輸送、通信の内容又は暗号

ヘ 防衛上必要な外国に関する情報

二 自衛隊の任務の遂行に必要な装備品及び資材に関する事項

- イ 艦船、航空機、武器、弾薬、通信器材、電波器材その他の装備品及び資材

いては、別表に個別的、具体的に明示されたりますし、また、我が国の防衛上秘匿することを要するか否かは、この法律の目的から客観的に判断されます。決して政府が、勝手に、恣意的な判断で国家秘密を決めることができるわけではありません。

問5

この法律の対象となる国家秘密とはどういうものをいうのか。別表に示されるというが、抽象的で明確ではないか。また、これを構成要件の要素とするのは罪刑法定主義に反しないか。

〔答〕 国家秘密については、別表において、防衛のための態勢等に関する事項」及び艦船、航空機、武器、弾薬、通信器材といった「自衛隊の任務の遂行に必要な装備品及び資材に関する事項」と、「外交に関する事項」に大別した上、その内容についてもそれぞれ具体的に明確にしており、また、その内容が我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になつていいものを」に限られるのですから、その範囲は極めて限定されることになり、決して不明確で広がり過ぎということにありません。

国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案

(定義)

(以下「装備品等」という。)の構造、性能若しくは製作、保管若しくは修理に関する技術、使用の方法又は品目及び数量

ロ 装備品等の研究開発若しくは実験の計画、その実施の状況又はその成果

三 外交に関する事項

- イ 外交上の方針
- ロ 外交交渉の内容
- ハ 外交上必要な外国に関する情報
- ニ 外交上の通信に用いる暗号

日米相互防衛援助協定等に伴う  
秘密保護法  
(定義)

第一条 この法律において「日米相互防衛援助協定等」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定をいう。

り、これを構成要件の要素としても罪刑法定主義に反することはできません。

これをスパイ防止法案と類似の法律である現行の「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」及び「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法」の規定と比較した場合、防衛に関する事項については決して抽象的、一般的にすぎるとは考えられません。また外交に関する事項についても、ここに挙げられた事項が、そのままただちに国家秘密になるわけではなく、あくまで「我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になつていいもの」に限られるのですから、その範囲は極めて限定されることになり、決して不明確で広がり過ぎということにありません。

2 この法律において「装備品等」とは、船舶、航空機、武器、弾薬その他の装備品及び

資材をいう。

3 この法律において「防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつてないものをいう。

一 日米相互防衛援助協定等に基づき、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ 構造又は性能

ロ 製作、保管又は修理に関する技術

ハ 使用の方法

ニ 品目及び数量

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法

### 成、配備、性能又は強度

ホ 部隊の使用する艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の種類又は数量

### 二 編制又は装備に関する事項

イ 編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況

ロ 編制又は装備の現況

ハ 艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能

### 三 運輸又は通信に関する事項

イ 軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況

ロ 軍事通信の内容

ハ 軍用暗号

問6

スペイ防止法案は、スペイ行為の防止のみでなく、国家秘密を漏らす行為の防止をも目的としているが、このことは一般民間人を広く処罰しようとしているのではないか。

〔答〕 防衛上重要な国家の秘密をスペイの手から保護するためには、仕事の上でその秘密に接触

(合衆国軍隊の機密を侵す罪)

第六条 合衆国軍隊の機密(合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。)を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

2 合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探しし、又は収集することができますないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

### 別表

#### 一 防衛に関する事項

イ 防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況

ロ 部隊の隸属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備

ハ 部隊の任務、配備又は行動

ニ 部隊の使用する軍事施設の位置、構

問7

スペイ防止法は、取材活動及び報道の自由を不当に侵害するものではないか。

〔答〕 国家の独立と平和の確保のため、国家秘密が漏れることを防がなければならないことは当然であります。しかし、報道の自由及びその前提となる取材活動の自由は、我が国の民主的な政治体制の根幹をなすものでありますから、最大限に尊重されなければなりません。本法の立案に当たって最も留意したのも、この点であります。

報道機関の報道は、広く一般に事実を知らせる行為でありますから、「外国に通報する」行為にはあたりません。したがって、報道目的で取材する行為は、外国に通報する目的ですものとはいません。また、不当な方法を用いて取材するのでなければ、本法の構成要件にありませんから、通常の取材活動で本法に抵触することは、まず考えられません。また、正当な取材活動により入手した情報の中に国家秘密が含まれていることはまずあり得ないと考えられますので、これを報道したとしても、なんら問題になることはありません。国家秘密とされるものを報道した場合には、一応「他人

一方では、防衛という事柄の性質上、どうしても秘匿することを要する事項があることは否定できず、このような必要最小限の秘密を守ることによって我が国の安全を確保することが、この法律案の唯一の狙いとするところです。

この法律では、秘密の範囲について、別表でその内容を特定したうえ、第二条において、特に「我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になつていらないもの」との限定を付していますが、これは、別表に掲げる事項に関する具体的な情報のうち、外国に知られた場合、我が国の安全を害するもので、かつ、公になつてないもののみを秘密にするとの趣旨ですから、これに該当するのは、通常、高度に技術的・専門的な事柄に限られます。その上、このような事柄は、現在でも公務員等の守秘義務の対象となるべきものであります。決して新たに秘密の範囲を広げるものではありません。したがって、この法律が、国会やマスコミをはじめとして国民各層における防衛問題についての論議を不恰に抑圧することは考えられません。

## 問 8

〔答〕 現代における国の防衛を真に実効あらしめるためには、國の防衛に係る施策が広範囲な国民的合意に基づいて行われることが不可欠であります。このためには、防衛についての理解を深めるために必要な資料を政府が国民の前に積極的に明らかにして行く努力をすべきであり、これを踏まえ、国民の間で机上の空論や建前論でない実のある防衛論議が展開されることが重要です。このようなことが妨げられるようなことは、もとよりこの法律案の予想するところでなく、むしろあってはならないことです。しかし

〔答〕 国家秘密を決めてスペイの対象から守るといふが、一方この頃官庁などでは情報の秘匿が多くなる、官庁などの情報を公開せよという声が強いが、この関係はどう考えるのか。

〔答〕 民主主義国家では、政治や行政の民主化の条件として政治や行政に対する国民の側の監視を重んじる風潮が強く、官庁に対して一般市民が情報の提供を求めた時はできるだけそれに応じるようにしようという趣旨で、情報公開の原則や、情報公開を拒める条件を定めるなどの立法措置がとられた国もあります。しかしこれらの国でも情報公開の要請がたとえ国民の側からあつたとしても公開する必要がない、逆にいえば公開を拒否し秘密にしておくことができる事項というものがはつきりしています。例えばアメリカでは、大統領の行政命令によって定められた外交、国防の秘密、内部のための規則や運用事項、通商や資源に関する秘密、政府機関内部や機関相互の間の覚え書や書簡、人事や医療やプライバシーに関するもの等は非公開とされています。フランスやノルウェーなども同様で

す。つまり情報公開を定める場合も必ず、必要な国の秘密は保護されることになります。

我が国ではまだ情報公開に関する法律は制定されておりませんが、情報公開法案を発表している社会党、公明党、民社党等は、いずれも我が国の安全や防衛又は外交に関する事項で国益を著しく害するおそれのあるものを適用除外とし、公開しなくてもよいことにしています。

問10 情報公開法を制定せよという野党側の要求があるが、その制定を求める野党とスペイ防止法の制定を求める自由民主党とはどの点が違っているのか。

【答】日本の安全と防衛のために最小限の国家秘密を守ることの必要性については、イランの米大使館人質事件やソ連のアフガニスタン侵入によってにわかに高まった中東をはじめとする世界の各地に起こりはじめた政治的軍事的危機、あるいは緊張を増しつつある我が国周辺の軍事情勢、さらには宮永による自衛隊スペイ事件の発覚による手段を選ばぬソ連のスペイ戦争の実態の暴露等によって国民の幅広いコンセンサスを

得つゝあると自由民主党は考えています。

ところで、民主主義の政府監視機能として広く情報を公開すべきであるとの野党の主張については、自由民主党も一般論としては同様に考えています。しかし、右に述べた状況並びに近年の国際情勢の緊迫した事態を踏まえ、当面まず何をなすべきかを考えれば、何よりもまず、日本の安全と防衛を守るためにスペイ防止法の最小限の措置を早急に執るべきであるというのが自由民主党の立場です。スペイ防止法の制定と情報公開法の制定とは、次元を異にする問題であると考えております。

問11 スペイ防止法制定の動きは反動政権ファシズムの復活ではないか。

【答】先進民主主義諸国においても、又、共産主義諸国においても、厳しい国際情勢の中で夫々自國の安全を保つためにこの種法律を制定していますが、これらの国が反動政権ないしファシズムの国でないことは明らかであります。

特に、開かれた自由な民主主義の国は、国際的なスペイ活動に毒され易いのですから、自ら

の手で自由と民主主義を守るための特別の努力をすることが必要であります。現下の情勢で日本をスペイの手からどのようにして守るか検討することは基本的に重要なことであります。その為に必要最小限の国の秘密を保護し外国のスペイの活動を抑えるスペイ防止法を制定することは当然のことであって、反動的ないしファシズムの復活というようなものではありません。それどころか、今まで他の国々のようなスペイ防止の為の法制がなかったことがおかしいことであって、スペイ防止法制定は自由と民主主義の体制を守る上で必要不可欠のことであります。

問12 新聞や放送の論説では、スペイ防止法は民主主義に逆行する措置だと反動的立法だとかいうものがあるが、自由民主党はこれをどう思うのか。

【答】我が国の安全保障をいかにして確保するかは政治の最大の課題となっており、政治をあずかる自由民主党は責任政党としてこの問題を避け通ることはできないのです。現在世界の各地とりわけ極東地域で時々刻々と兵力を質量とも

に増強しているソ連の動向、東南アジア、中近東等における地域レベルでの軍事的対立が未解決である現状、まだ先行き不透明な朝鮮半島の情勢等を見て、我が国の安全保障の為に何をなすべきかと考えた時に、我々は先ず自らの命運を自らが守るという決意を確認し、その為になし得べきことを実行にうつさねばなりません。スペイ天国といわれる日本の状況も改善せねばなりません。民主主義が高度に発達したいわゆる西側主要先進諸国においても（永世中立を標榜するスイスなども含めて）、スペイを防止するための法律制度はきちんと整備されています。このことは、スペイ防止のための法律制度が民主主義に逆行するどころか、自由と平和と民主主義を実質的に守るためのものとして位置づけられていることの証左であります。いくら平和主義といってもスペイすら取締れないといふのではその平和すら守る保障を得られなくなります。スペイ防止法を反動的だという前に、どういうスペイ防止法を作つたら自由と平和と民主主義を守ることができのかを各国の例を

見較べながら検討することこそが必要で現実的な態度ではないでしょうか。評論だけでは国と平和と安全は守れません。自由民主党は世界の現状を見すえ、その中で自由と平和と民主主義を守る政策手段を現実的に確保して行こうとしているのです。

問13 死刑まで設ける必要はないのではないか。

〔答〕 国家の存立と安全は、国家としての組織体の保持、国民の生命、身体、財産の保護及び基本的

的人権の保障その他国民の福祉の達成に不可欠

のものであり、国家にとってその存立と安全の

保護は、最重要課題といわなければなりません。

ところで、国家秘密を外国に通報する行為は、

国家、国民に対する重大な背信的行為であり、

しかも通報された国家秘密の内容によつては、

直ちに我が国の存立と安全に極めて重大な脅威

をもたらす場合も予想されますので、このよう

な行為に対し、国家は断固たる態度で臨む必

要があります。

そこで、本法案では、右の趣旨を踏まえ、第

四条において、厳格な構成要件を規定し、スペ

四条において、厳格な構成要件を規定し、スペ

四条において、厳格な構成要件を規定し、スペ

#### 員会合同会議

「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」(第一次案) 説明聴取

▽昭和五十五年五月九日

#### 政調審議会

「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」(第一次案) 説明聴取

▽昭和五十七年二月十七日

特別小委員会を法令整備に関する小委員会に

名称変更

▽昭和五十七年七月二日

法令整備に関する小委員会

「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」(第二次案) 取纏め公表

▽昭和五十七年七月八日

安全保謄調査会・国防部会・基地対策特別委員会合同会議

「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」(第二次案) 説明聴取

▽昭和五十七年七月十五日

#### 政調審議会

「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」(第三次案) 説明聴取

▽昭和五十九年八月六日

安全保謄調査会・国防部会・基地対策特別委員会合同会議

「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」(第三次案) 説明聴取

▽昭和五十九年八月七日

政調審議会

「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」(第三次案) 説明聴取

▽昭和六十年三月二十日

安全保謄調査会・国防部会・基地対策特別委員会合同会議

「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」(第三次案) の修正案を取纏め公表

▽昭和六十一年三月二十六日

イ行為の中でも最も行為態様が悪質であり、かつ、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせるという重大な結果を惹起した場合に限って極刑を含む重刑をもつて臨むこととしたわけです。

なお、諸外国においても、国家秘密を外国に通報する等のスパイ行為に対しても、等しく厳罰をもつて臨み、その国の最高刑で処断し得ることとしているのが通例であります。

編集・執筆者(五十音順)

氏名	生年	現職
雨宮昭一(あめみや・しょういち)	1944年生	茨城大学教養部教授
荒敬(あら・たかし)	1949年生	立教大学文学部非常勤講師
荒井信一(あらい・しんいち)	1926年生	茨城大学人文学部教授
伊香俊哉(いこう・としや)	1960年生	立教大学大学院文学研究科博士課程在籍
伊藤悟(いとう・さとる)	1957年生	一橋大学大学院社会学研究科博士課程在籍
纁纁厚(こうけつ・あつし)	1951年生	埼玉大学教育学部非常勤講師
波田永実(はた・ながみ)	1953年生	明治大学大学院政治経済学研究科博士課程在籍
林博史(はやし・ひろふみ)	1955年生	関東学院大学経済学部講師
藤原彰(ふじわら・あきら)	1922年生	一橋大学社会学部教授
吉見義明(よしみ・よしあき)	1946年生	中央大学商学部助教授
吉田裕(よしだ・ゆたか)	1954年生	一橋大学社会学部講師

現代史と「國家秘密法」  
一九八五年一一月一五日 第一刷発行

定価  
二〇〇円  
編者 藤原彰  
西谷雨宮昭一  
能雄昭一  
未来社

発行所 東京都文京区小石川三一七一上  
電話(03)八一四一五五二二  
振替・東京七一八七三八五番  
製本今泉誠文社 印刷新協印 刷

乱丁・落丁本はおとりかえします。